

防大教第 395 号
27.3.19

各 部 長
総合情報図書館長 殿
各 学 群 長

防 衛 大 学 校 長

防衛大学校における競争的研究資金の不正使用に係る調査等に関する
取扱規則について（通達）

改正 平成30年3月30日防大総第346号

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

記

（趣旨）

第1条 この規則は防衛大学校（以下「大学校」という。）における競争的研究資金の不正使用又は不正使用の疑いが生じた場合の調査等に関し、防衛大学校における競争的研究資金の適正な運用に関する達（以下「達」という。）第25条の規定により必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、用語の定義は、達第2条に定めるところによる。

（不正使用に関する通報）

第3条 通報要領等については、達第15条から第17条に基づくほか次の各項による。

- 2 不正使用（不正使用の疑いを含む。以下この条から第6条までにおいて同じ。）があると思料する者は、前項に規定する通報窓口に通報及び情報提供（以下「通報」という。）するものとする。
- 3 内部監査担当部署及び不正防止対策室が自らの職務において不正使用を知り得たときは、前項と同様に取り扱うものとする。

- 4 通報窓口は、原則として通報した者（以下「通報者」という。）の氏名、所属、住所等並びに研究者等の不正使用の態様及び内容が明示されたものを受け付けるものとする。ただし、通報者はその後の調査において氏名の秘匿を希望することができるものとする。この場合において、当該通報者に対しての本規則に規定する通知及び報告は通報窓口を通じて行うものとする。
- 5 通報窓口は、報道機関その他外部から不正使用が指摘された場合、その内容に応じ前項に準じて取り扱うものとする。
- 6 通報窓口は、匿名による通報があったときは、研究者等の不正使用の態様及び内容が明示され、かつ、証拠書類等の添付により相当の信憑性があると思われる場合に限り、受け付けるものとする。この場合において、当該通報者に対しての本規則に規定する通知及び報告は行わないものとする。
- 7 通報窓口は、通報内容が不正に関する通報か判断が困難な場合は、内部監査担当部署及び不正防止対策室に通報し、意見を求めるものとする。

（報告等）

第4条 通報窓口に不正使用に関する通報があったときは、窓口担当者は統括管理責任者及び不正対応委員会並びに不正防止対策室に、統括管理責任者は最高管理責任者に速やかにその旨を報告しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、前項の報告に係る事案について予備調査が必要であると認めるときは、統括管理責任者から関連するコンプライアンス推進責任者又はコンプライアンス推進副責任者（以下「コンプライアンス推進責任者等」という。）に予備調査を行わせるものとする。
- 3 関連するコンプライアンス推進責任者等は、統括管理責任者から予備調査を行うよう指示があったときは、不正対応委員会の協力を得て、当該通報の信憑性等について調査するものとし、指示を受けた日から14日以内にその結果を統括管理責任者に統括管理責任者は最高管理責任者に報告するものとする。
- 4 最高管理責任者は、第1項及び前項の報告に基づき、通報の受付から30日以内に通報の内容の合理性を確認の上、達第19条に規定する調査（以下「本調査」という。）の可否を判断するとともに、当該本調査の可否を配分機関に報告するものとする。ただし、合理的な遅延理由が生じた場合、配分機関と協議するものとする。
- 5 最高管理責任者は、前項の規定に基づき、本調査を実施することを決定したときは、調査の開始を通報者に通知するものとし、本調査を実施しないときは、調査しない旨をその理由と併せて通報者に通知するものとする。

6 最高管理責任者は、必要に応じて被通報者等に対し競争的研究資金の使用停止を命じることができる。

(不正対応委員会)

第5条 最高管理責任者は、前条第5項において調査の実施を決定したときは、達第18条から第26条の規定により速やかに不正対応委員会（以下「委員会」という。）において事実関係を調査させなければならない。

(守秘義務)

第6条 委員会の構成員その他本規則に基づき不正使用の調査に関係した者は、達第28条に基づきその職務に関し知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(本調査の実施)

第7条 委員会は、不正使用の有無、不正使用の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査するものとする。

2 委員会は、本調査の実施に際し、調査方針、調査対象、調査方法等について配分機関に報告し、又は協議しなければならない。

3 委員会は、調査対象の研究者等（以下「被通報者等」という。）に対し関係資料の提出、事実の証明、事情聴取その他調査に必要な事項を求めることができる。

4 委員会は、関連するコンプライアンス推進責任者等に対し、調査協力等適切な対応を指示することができる。

5 委員会は、必要に応じて、被通報者等に対し競争的研究資金の使用停止を命じることができる。

6 通報者は、通報に基づく調査への協力を理由として、人事、給与、研究又は教育上のいかなる不利益な取扱いも受けない。

7 通報によりその対応に当たるすべての者は、通報者、被通報者等その他当該調査に協力した者の名誉及びプライバシーが侵害されることのないよう十分配慮しなければならない。

(本調査への協力等)

第8条 被通報者等は、委員会による事実の究明に協力するものとし、虚偽の申告をしてはならない。退職後においても同様とする。

(意見聴取)

第9条 委員会は、裁定を行うに当たっては、あらかじめ被通報者等に対し、調査した内容を通知し、意見を求めるものとする。

2 被通報者等は、前項の調査内容の通知日から30日以内に委員会に意見を提出することができるものとする。この場合において、被通報者等から意見の提出が

あったとき又は意見がない旨の申し出があったときは、委員会は、30日を経過する前であっても次条に規定する裁定を行うことができる。

(裁定)

第10条 委員会は、本調査の結果に基づき、不正使用の有無について裁定を行い、調査結果（裁定を含む。以下同じ。）を統括管理責任者に、統括管理責任者は最高管理責任者に報告しなければならない。

2 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、被通報者等に対し、調査結果を通知するものとする。

(不服申立て)

第11条 被通報者等は、前条第2項の調査結果の通知日から14日以内に最高管理責任者に不服申立てを行うことができるものとする。

2 最高管理責任者は、前項の不服申立てがあったときは、最高管理責任者の判断により統括管理責任者から委員会に対し、再調査の実施を指示することができるものとする。この場合において、不服申立ての趣旨が委員会の構成等その公正性に関するものであるときは、最高管理責任者の判断により統括管理責任者から委員会の委員を変更することができるものとする。

3 前項の再調査の指示があったときは、委員会は速やかに再調査を行い、その結果を統括管理責任者に、統括管理責任者は最高管理責任者に報告するものとする。

4 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、不服申立てに対する決定を行い、その結果を不服申立てをした者及び委員会に通知するものとする。

5 最高管理責任者は、再調査を実施しないことを決定したときは、再調査をしない旨をその理由と併せて不服申立てをした者及び統括管理責任者に、統括管理責任者は委員会に通知するものとする。

6 不服申立てをした者は、前2項の決定に対して、再度不服申立てをすることはできない。

(本調査結果の報告)

第12条 委員会の委員長は、第10条による調査結果の通知後、被通報者等から不服申立てがなく、その内容が確定したとき、又は前条第2項による不服申立てに対し、同条第4項若しくは第5項の決定が行われたときは、最終報告書を作成し、関連資料を添えて速やかに統括管理責任者へ、統括管理責任者は最高管理責任者に提出しなければならない。

(措置)

第13条 最高管理責任者は、前条による報告に基づき、その調査結果を通報者、被

通報者等、関連するコンプライアンス推進責任者等に通知するとともに、配分機関に対しては、原則として通報の受付から210日以内に、関係者の処分、不正使用の発生要因、不正使用に関与した者が関わる以外の競争的研究資金の管理監査体制の状況、再発防止策等必要事項を加えて報告しなければならない。ただし、合理的な遅延理由が生じた場合、配分機関と協議するものとする。

- 2 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正使用の事実が一部でも確認された場合には速やかに認定し、配分機関へ報告しなければならない。
- 3 前2項のほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況を報告し、又は中間報告を提出しなければならない。
- 4 最高管理責任者は、前3項による報告の結果、当該配分機関から不正使用に係る競争的研究資金の返還命令を受けたときは、被通報者等に当該額を返還させるものとする。
- 5 不正使用の内容が私的流用である等、悪質性が高い場合は、必要に応じて法的措置を講ずるものとする。
- 6 最高管理責任者は、前条による報告に基づき、不正使用が認められなかったときは、必要に応じて通報者及び被通報者等への不利益発生を防止するための措置を講ずるものとする。

(本調査結果の公表)

第14条 最高管理責任者は、前条の規定による措置のほか、不正使用があったと認められたときは、合理的な理由のため不開示とする必要があると認めた場合を除き、速やかに調査結果を公表するものとする。この場合において、公表する内容は、氏名を公表することを基本とするとともに、その他の情報についても特に不開示とする必要があると認められる場合を除き、公表するものとする。

- 2 最高管理責任者は、調査事案が学外に漏洩していた場合及び社会的影響の大きい重大な事案の場合については、必要に応じて当該調査の途中であっても中間報告として公表することができるものとする。

(委員会の事務)

第15条 委員会に関する事務は、総務部総務課及び会計課の協力を得て、先端学術推進機構事務室において処理する。

附 則

この規則は、平成27年3月19日から施行する。